

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和 7 年度第 1 回理事会議事録

1 招集年月日

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）

2 開催日時

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午後 1 時 0 3 分から午後 3 時 0 6 分

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※W e b 会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※W e b 会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9 名

出席理事 7 名

理 事 雲 田 孝 司

理 事 和 氣 康 太

理 事 廣 川 理恵子※

理 事 西 田 伸 一※

理 事 有 賀 弘

理 事 藤 井 麻里子

理 事 渡 辺 和 美

(2) 監事総数 2 名

出席監事 2 名

監 事 齊 藤 一 紀※

監 事 石 村 光 代※

5 議長

理事長 雲 田 孝 司

6 議事録作成者

理事長 雲 田 孝 司

7 議 題

(1) 決議事項

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告書（案）について

第 2 号議案 令和 6 年度決算（案）について

第 3 号議案 令和 7 年度第一次補正予算（案）について

第 4 号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団個人情報保護規程の改正
（案）について

第 5 号議案 「事業団人材育成方針」の改定（案）について

第 6 号議案 次期理事及び監事候補者の推薦（案）について

- 第 7 号議案 次期評議員候補者の推薦（案）について
- 第 8 号議案 評議員選任・解任委員の選任（案）について
- 第 9 号議案 会計監査人の報酬等の額について
- 第 10 号議案 役員等賠償責任保険契約について
- 第 11 号議案 評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 施設利用実績について
- イ 令和 6 年度予算の流用及び予備費の使用について
- ウ 令和 6 年度実地検査結果について
- エ 事案報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事、千葉福祉園の副園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告書（案）について

議長から、事業報告書（案）と決算（案）の決議は一括して行うとの説明があり、議長の求めに応じ、藤井業務執行理事から、令和 6 年度事業報告書（案）について説明があった。

(2) 第 2 号議案 令和 6 年度決算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、令和 6 年度決算報告書（案）、令和 6 年度決算（案）説明用参考資料、社会福祉充実残額の算定及び決算に関連する報告事項「令和 6 年度予算の流用及び予備費の使用」について、説明があった。

続いて、監事監査の結果について、石村監事から、「監事監査報告書にあるとおり、両監事は、令和 7 年 6 月 4 日に東京都社会福祉事業団の令和 6 年度事業報告書及び決算報告書が妥当なものであることを確認した。」との報告があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、事業報告の権利擁護に関して、虐待件数の例年との比較や、転倒骨折など東京都に報告するような重大事故の推移や状況について質問があり、藤井事務局長から、虐待案件は例年並みの件数であり、事故については、原因のわからない骨折など、障害施設で高齢化の影響と思われる事故が起きることもあるとの回答があった。
- 出席者から、決算報告の社会福祉充実残額の算定がマイナスになっていることについて質問があり、事務局から、仕組みとしては財産額に対して控

除対象資産である不動産や国庫、基本金を控除している。また、東京都から預っている金額の控除が大きく、結果としてマイナスになっているとの回答があった。

さらに出席者から、事業団が福祉業界をリードする先端的役割を果たすのであれば、充実残額をプラスにして、施設ごとに再投下するなど、新しいことを生み出していく役割を果たしていただきたいとの意見があった。

質疑応答の後、第1号議案及び第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 令和7年度第一次補正予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、エアコン設置及び修繕、児童棟建具改修修繕及びLED化工事等に伴う補正予算及びその説明資料について説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

○ 出席者から、船形学園の体育館のエアコンの設置は賛成だが、他の施設はどうか、熱中症が起こってからでは遅いので整備状況を伺いたいとの質問があり、事務局から、児童養護施設の内、2カ所は既に設置済み、もしくは直近の改築時に整備予定である。3カ所は、使用状況等から今のところニーズはないが、必要な施設については、設置もしくはこれから整備していくとの回答があった。

○ 出席者から、非常灯のLED化を行うとのことだが、LED化は電気代の節減など効果があり、初期投資してもペイできるのではないかと思うが、どの程度行っているかとの質問があり、事務局から、今回まとめて行う施設は積立金の取崩しで対応しているが、各施設では予算の範囲で適宜LEDに交換しており、今後も進めていきたいとの回答があった。

質疑応答の後、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(4) 第4号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団個人情報保護規程の改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、改正された個人情報保護法に沿った個人情報保護規程の改正について説明があった

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

○ 出席者から、個人情報保護法は、令和2年以降、ほぼ毎年のように改正されているが、どの改正に対応しているかとの質問があり、事務局から、現行の法律に基づいて改正したものであるとの回答があった。

さらに出席者から、今回の改正はどの辺に力点があるかとの質問があり、事務局から、法律で行政が行うものと民間でしなければならないものに分けられたため、民間が義務とされているものについて規程を合わせる改正を行ったとの回答があった。

- 出席者から、光ディスクであれば1枚につき100円、写しは1ページごとに20円になるが、光ディスク1枚に全部入れ込めれば100円でよいということになるかとの質問があり、事務局から、そのとおりであるとの回答があった。

質疑応答の後、第4号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(5) 第5号議案 「事業団人材育成方針」の改定（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、「事業団人材育成方針」の改定（案）及びその概要版について説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、「事業団人材育成方針」の異動の促進の部分について、異動は、ある程度本人の希望や意向を確認すると思うが、実態について伺いたいとの質問があり、事務局から、人材の貴重な時代に希望を無視して異動させることは現実的には難しいが、方針は持ちながら本人の希望や、ライフステージ、ライフイベントも考慮しながら行っていくことが事務局の役割と思っているとの回答があった。
- 出席者から、異動の権限は、あくまでも法人にある。配慮や職場環境を整えることは当然しなければならないが、異動の命令権限は法人にある、ということとはしっかり持った方がよいとの意見があった。
- 出席者から、今回の改定で異動基準を細かくし、5年という年数を入れた理由はどのようなものかとの質問があり、事務局から、当事業団は児童と障害の施設を持っているため、配属先の希望が偏ること、また、長期に同じ職場にいる職員ほど異動の希望が少なくなる傾向があることから、分野を超えた異動や一定程度長くなった職員の異動についても積極的に行うため、異動年数に刻みを入れ、なるべく早くから異動についての意識を持ってもらうことが重要という議論がなされ、今回入れた経緯があるとの回答があった。

さらに出席者から、福祉の専門性という点から言えば、長く勤務することによって専門性が上がるため、途中でキャリアパスを変えることで育った専門性が止まってしまう恐れがある。これは表裏の関係で、長くなると学ばなくなる可能性もあるが、短い経験で児童、障害と分野を変えるよりは、専門

性が育ちやすくなると思う。うまくローテーションし、特に若いときは、いろいろな職場を経験した方がよいとの意見があった。

- 出席者から、事業団は離職率が低く、キャリアパスで人事考課などを行う仕組みを作るなど、施設においても人材育成に関する時間や労力を相当かけていると感じる。それが結果として世間一般の離職率よりも低く抑えられてるのはすごいと思うので、さらに発展させ、ノウハウを他の社会福祉法人に是非発信してほしいとの意見があった。

質疑応答の後、第5号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

- (6) 第6号議案 次期理事及び監事候補者の推薦（案）について
議長の求めに応じ、藤井業務執行理事から、議案書に従い説明があった。
その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第6号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。
- (7) 第7号議案 次期評議員候補者の推薦（案）について
議長の求めに応じ、藤井業務執行理事から、議案書に従い説明があった。
その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第7号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。
- (8) 第8号議案 評議員選任・解任委員の選任（案）について
議長の求めに応じ、藤井業務執行理事から、議案書に従い説明があった。
その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第8号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。
- (9) 第9号議案 会計監査人の報酬等の額について
議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。
その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第9号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。
- (10) 第10号議案 役員等賠償責任保険契約について
議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。
その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第10号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。
- (11) 第11号議案 評議員会の招集（案）について
議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第 11 号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(12) 報告事項

雲田理事長から、社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、藤井業務執行理事から「施設利用実績」について、事務局から「実地検査結果」及び「事案報告」について、それぞれ資料に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ特になかった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後 3 時 06 分に閉会した。